

奈良県告示第四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、笛堂土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十六年四月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 亀井 一 葛城市笛堂五五二

理事 高橋 靖 五三五

理事 亀井 政一 五三三

理事 吉川 祐司 二五七一

監事 森川 元嗣 二三〇

監事 高橋 三夫 二四九一三

監事 吉川 博夫 四四九一

監事 西岡 秀信 五六六

監事 西岡 義次 六一一

監事 飯田 康順 五三七

監事 吉川 弘孝 五一二

理事 亀井 政一 五三三

理事 吉川 順 五三五

理事 高橋 靖 二五七一

理事 吉川 祐司 二四九一三

監事 西井 義次 六一一

監事 飯田 康順 五三七

監事 吉川 順 二五七一

監事 高橋 三夫 五三六

監事 吉川 祐司 二三〇

監事 西井 義次 二四九一三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

葛城市笛堂四四九一

吉川 博夫

森川 元嗣

高橋 三夫

西井 義次

飯田 康順

吉川 祐司

高橋 靖

吉川 順

亀井 政一

吉川 弘孝

西岡 秀信